

第2章 内部質保証

【1】現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ①内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ③教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

1. 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

①内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学は「学則」第1条、「大学院学則」第2条、及び「専門職大学院学則」第2条にそれぞれ目的を定めており、その目的及び使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを「学則」第2条、「大学院学則」第3条、「専門職大学院学則」第3条に定めている。この定めにより、本学では毎年度自己点検・評価を実施しており、その点検・評価結果を取りまとめた報告書を大学ウェブサイトにて公表している（資料2-1【ウェブ】）。大学の教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学としての質を保証し、自己点検・評価に基づく内部質保証の推進を図るため「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」（資料2-2【ウェブ】）を定め、その中で本学の内部質保証に関する基本的な考え方を以下のように示し、公表している。

内部質保証に関する基本的な考え方

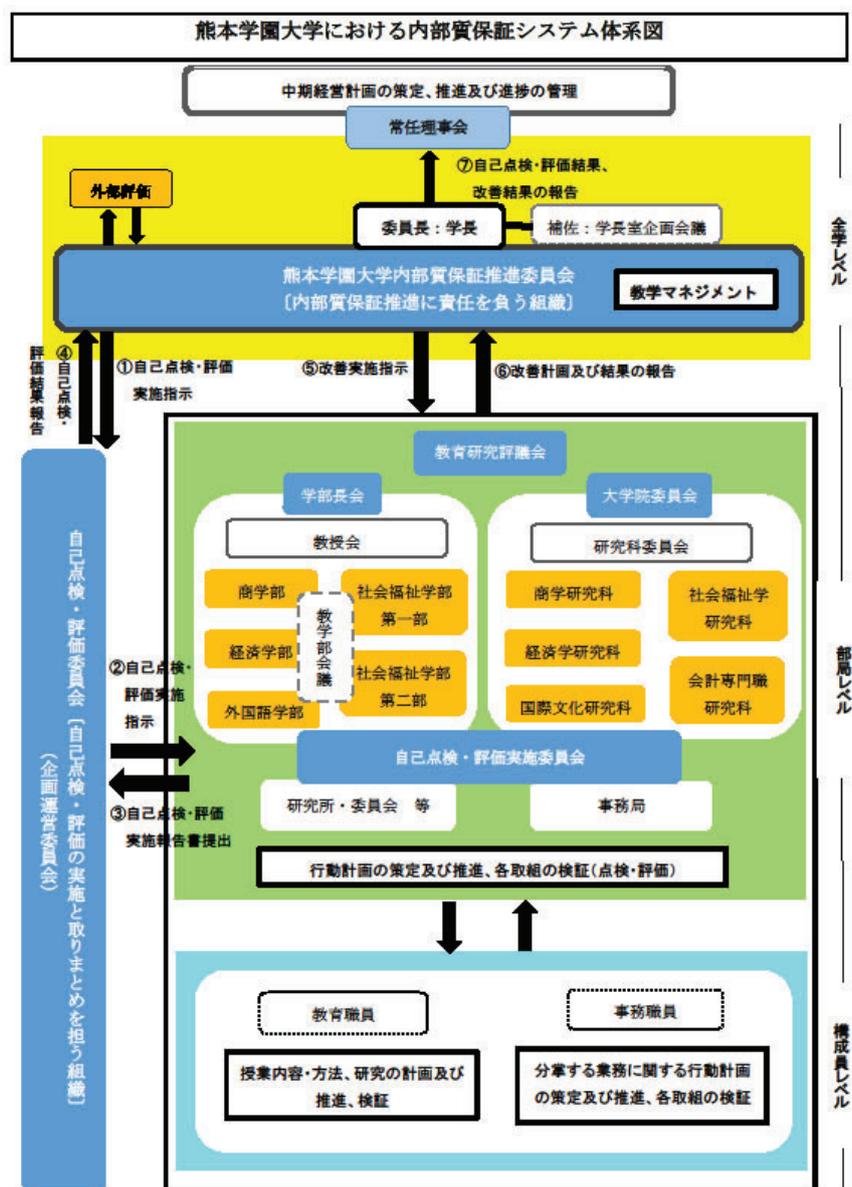
- ① 建学の精神、大学及び大学院の学則に定める目的及び使命に基づき、教育研究等をはじめとする諸活動について自ら点検・評価を行うことにより、教育研究等の改善・向上を継続的に行う。
- ② 「熊本学園大学内部質保証推進規程」（資料2-3【ウェブ】）に基づき、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進を行い、本学の教育研究等の質を保証する。

この基本的な考え方をもとに、本学は恒常的かつ継続的に質の向上を図る体制を整備している。

②内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

全学的な内部質保証の推進については、内部質保証推進委員会の委員長である学長が責任をもってあたることとしている。学長を中心としたガバナンス体制のもと、学部・研究科等の各部局との役割分担を明確にし、全学的に本学の内部質保証システムを有効に機能させ、推進していくしくみとなっている。本学では学部・研究科及び担当事務局など各部局に

自己点検・評価実施委員会を置き、実施委員会を中心に教育研究活動及び管理運営等の状況について毎年度自己点検・評価を実施し、各部局の実施委員会が自己点検・評価実施報告書を作成して自己点検・評価委員会に提出するしくみを整えている（資料 2-4）。しかし、前回の認証評価受審の際に受け取った「改善報告書の検討結果について〔19 大基評第 266 号 2020（令和 2）年 3 月 11 日〕」（資料 2-5）の〔1〕概評において、第三、内部質保証について「点検・評価の結果を十分に改善につなげているとはいえないため、さらなる努力が望まれる。」との指摘を受けたため、内部質保証体制の再構築に向けて検討を行った。自己点検・評価委員会は各部局から提出された自己点検・評価結果を全学的な観点から取りまとめるを行う役割を担うこととし、更には本学の教育研究の質を継続的に向上させるしくみのなかで、自己点検・評価報告書に基づいて検証を行い、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置した。これにより、以前は自己点検・評価委員会の委員長を学長としていたが、自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割と権限を明確にするため、自己点検・評価委員会の委員長を副学長に変更するなどして、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実を図る体制を整備した。



熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図



上記の「熊本学園大学における内部質保証システム体系図」(資料 2-6【ウェブ】)、「熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図」(資料 2-7【ウェブ】)で示すように、本学の内部質保証は、全学レベル、学部・研究科を含む部局レベル、構成員レベルで PDCA サイクルを回すしくみとなっている。それぞれのレベルでの取組みを内部質保証推進委員会が全学的な観点から検証し、改善が必要な事項については該当部局に対して改善指示を行う(資料 2-8)。指示を受けた部局は改善報告書を提出し(資料 2-9)、内部質保証推進委員会においてその改善報告書の精査を行い、必要に応じて該当部局に再度指示をすることで恒常的な改善を促すしくみをとっている。

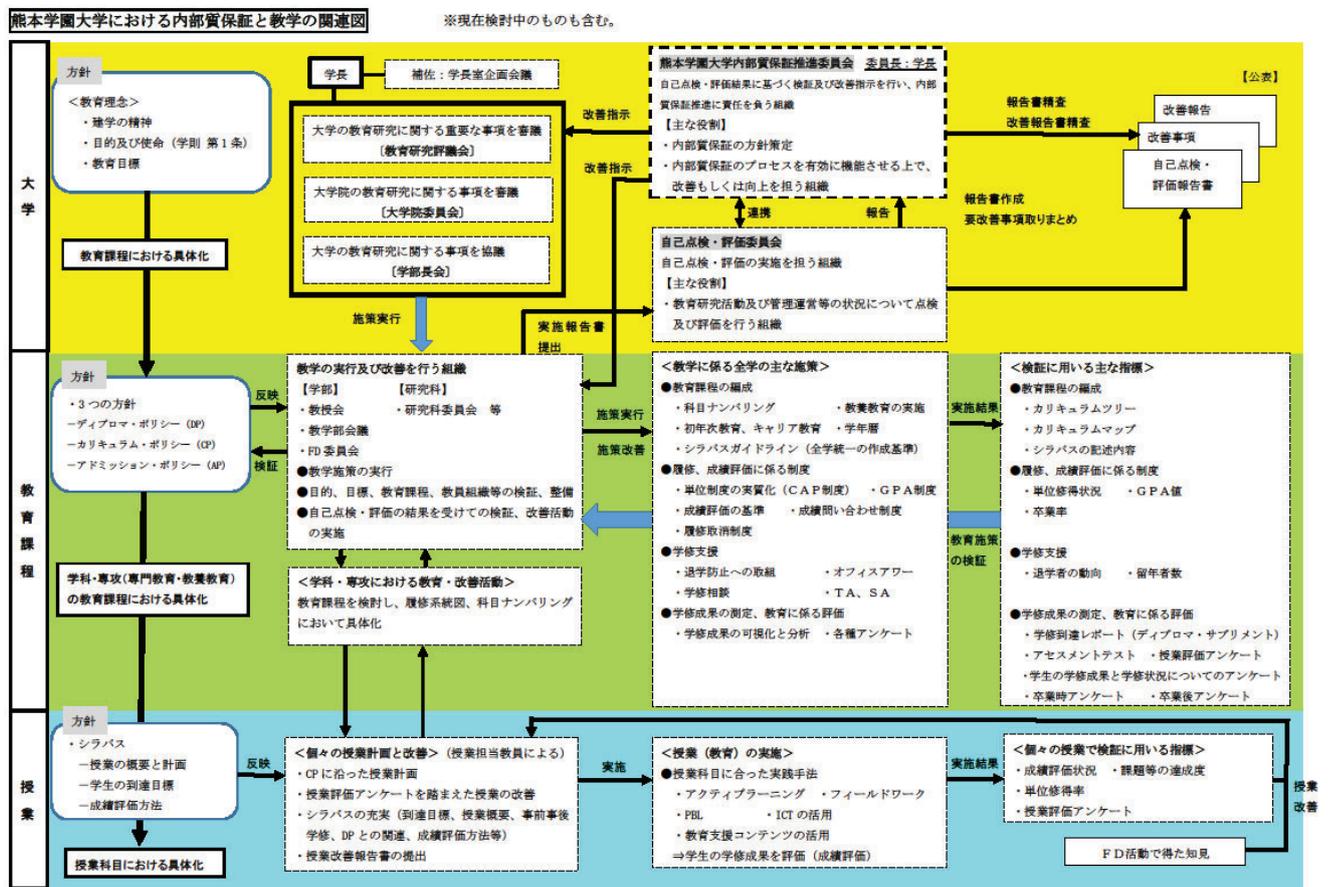
学内での内部質保証システムの浸透を図るために、各学部の教授会や事務局の部課長会において内部質保証システム体系図及び PDCA サイクル概念図などについて説明・周知を行い、また本学ウェブサイトにおいても周知・浸透を図り、日常業務の中で常に PDCA を意識しながら各取組みを行うことにより、全学的に質の向上に取り組む体制をとっている。

③教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学の教学に関する指針として、「内部質保証のための全学的な方針」（資料 2-2【ウェブ】）のなかで、以下のとおり定めている。

- ・ 学長のリーダーシップのもと卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）に基づく大学教育を展開する。
- ・ 教学に係る施策について、恒常的に改善及び改革に取り組む。
- ・ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報等を的確に把握し、教育研究等の改善及び見直しに活用する。

この指針を具現化するために「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）を作成し、視覚的に図に表すことで教職員にわかりやすく明示している。



その中身として、授業レベル、教育課程レベル、大学レベルにおいて、それぞれのレベルの方針に基づいた取組みを行い、恒常的に実行・検証・改善、改革を行っていく PDCA サイクルを確立している。

教学運営においては、2020（令和 2）年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により通常とは異なる対策を講じることとなった。本学では「熊本学園大学危機管理規程」（資料 2-11）に基づく危機管理委員会が設置されており、有事の際には危機管理委員会の委員長である学長の指示により、所掌事項を円滑に対応するための対策本部及び班を設置することができることとなっている。これにより 2016（平成 28）年の熊本地震の際にも対策本部

を立ち上げ、教育・研究の継続及び速やかな授業再開に努め対処したことを教訓に、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するため 2020（令和 2）年 3 月に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、安心・安全な教育環境の維持に努めている。対策本部のメンバーでもある学長、副学長を中心として、対面式授業を遠隔授業に切り替えたり、感染拡大状況により対面式授業と遠隔授業の割合を変えていくなど、常に学生の学修機会を担保するための最善の方法を模索しながら、適切なマネジメントが行われている。新型コロナウイルス感染症対応に関する大学独自の行動指針や授業実施のガイドラインなどを定め、大学ウェブサイトやポータルサイトを通じて学生に丁寧な周知を行うことにより、学生間で不利益が生じないよう各部局において最善の対応を行っている。内部質保証推進委員会においても各部局での対応内容や状況について確認を行っている。詳細については、「第 4 章」及び「第 7 章」で後述する。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

2. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

前回の認証評価受審の際に努力課題として挙げられていた内部質保証については、改善報告書の検討結果（〔19 大基評第 266 号 2020（令和 2）年 3 月 11 日付〕文書）においても点検・評価の結果を十分に改善につなげるしくみが整っていないとの指摘があったため、学長を中心に、本学における内部質保証体制の再構築に向けて検討を開始した。

検討の結果、2020（令和 2）年 4 月 1 日に学長、副学長及び事務局長を中心とする内部質保証推進委員会を新たに設置し、合わせて「熊本学園大学内部質保証推進規程」（資料 2-3【ウェブ】）を策定、そのほか図に表しわかりやすく示すため「熊本学園大学における内部質保証システム体系図」（資料 2-6【ウェブ】）、「熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図」（資料 2-7【ウェブ】）、「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）を作成した。最終的には大学の教育研究に関する重要事項を審議する組織である教育研究評議会（資料 2-12）において審議され、承認された（資料 2-13）。また、本学では教育研究活動を行う上での指針となる各方針が明確でなかったため、2019（令和元）年度に学長より関連部局に対して方針策定の指示を行い、方針のもとに各取組みを実行する体制を整えた。さらに学内教職員へ各方針及び内部質保証システムについての周知・浸透を図るために、各学部の教授会及び事務局の部課長会において報告を行った（資料 2-14、資料 2-15）。また、大学ウェブサイトにも各方針の一覧及び内部質保証体制のしくみを明確にした概念図等を掲載し、広く周知している（資料 2-16【ウェブ】）。

本学は、2020（令和 2）年度から、新たな内部質保証体制がスタートした。内部質保証推進委員会の委員長である学長は、内部質保証推進に責任をもってあたり、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価に係る基本方針を策定し、自己点検・評価委員会に対して自己点検・評価の実施を指示することとなっている。

内部質保証推進委員会の構成メンバーは、以下のとおりである。

- (1) 学長
- (2) 副学長（3名）
- (3) 事務局長
- (4) 学長室長
- (5) その他学長が必要と認めた者

また、「熊本学園大学内部質保証推進規程」第2条において、部局を以下のとおり定義している。

- ・学部
- ・大学院研究科
- ・図書館
- ・産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所
- ・e-キャンパスセンター
- ・体育施設センター
- ・高度学術研究支援センター
- ・教育センター
- ・インクルーシブ学生支援センター
- ・ボランティアセンター
- ・地域連携センター
- ・各種委員会
- ・事務局 等

各部局は、自己点検・評価委員会が示す方針に従い、当該年度の実施報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会は全学的な観点から取りまとめを行い自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証推進委員会へ提出する。内部質保証推進委員会は、提出された自己点検・評価報告書に基づき、年度ごとの取組みの有効性を検証し、改善が必要な事項については、内部質保証推進委員会の委員長である学長より該当部局の長に改善の指示を行う。

内部質保証推進委員会は、該当部局から提出された改善報告書の確認を行いとりまとめ、最終的には自己点検・評価報告書とともに常任理事会へ報告を行うこととしている（資料2-17）。

2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書については、内部質保証推進委員会において検証が行われ、改善が必要な事項については各部局の長に対して改善指示が出された。しかしながら各部局において本学の内部質保証体制に対する認識が十分に浸透していないことが課題として認識された。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の

PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学では、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基調とし、全学としての学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を「熊本学園大学の三つのポリシー」として、以下のとおり定めている（資料 1-5【ウェブ】）。

1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

熊本学園大学は、建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基本理念とし、知的応用能力が高く、幅広い教養を身につけた人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命としています。この使命にもとづき、(1) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物、(2) 自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物、(3) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人、を育成することを教育目標とします。このような使命と教育目標の実現を目指し、以下の能力を身につけた者に学位を授与します。

- (1) 知識・理解
- (2) コミュニケーションスキル
- (3) 数量的スキル
- (4) 情報リテラシー
- (5) 論理的思考力と問題解決力
- (6) 自主・自律、チームワーク、リーダーシップ
- (7) 倫理観、社会的責任
- (8) 生涯学習力
- (9) 総合的学習力

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位授与の方針に掲げる能力を身につけることができるよう、教養を学ぶ科目、専門分野の科目、健康・スポーツ科目およびキャリア教育のための科目を、講義・演習・実習・実技をとおして適切に配置するとともに、基礎・発展・応用と段階的に配置し、体系的に編成します。それぞれの学位プログラムは、科目間の連関と構造がわかるよう各学部において明示します。大学全般の教育の内容、方法、評価について以下に示します。

- (1) 大学での学修の意義を理解し、大学生として必要な基礎的能力を身につけるとともに

将来に向けた学びの計画を準備する初年次教育ならびにキャリア教育のための科目を配置します。

- (2) 幅広い教養を身につけ基本となる学習能力を獲得するため、人文学、社会科学、自然科学に関する科目ならびに健康・スポーツ科目を適切に配置します。
- (3) 語学能力を高めてコミュニケーション力の練達をはかるため、外国語科目を配置します。英語については習熟度にもとづくクラス編成を実施し、学生の学習進度に応じた教育を行います。
- (4) 専門教育においては、専門分野の体系性にもとづき、基礎・発展・応用に配分した講義・演習・実習・実技等の科目設置を行います。
- (5) 演習は各学部・学科に配置し、一人ひとりの学生に配慮できる少人数教育を行います。
- (6) 国内外の現況に触れてその課題と取り組みの方法を学ぶ学外体験学習を実施します。
- (7) アクティブラーニングやPBL（課題解決型学習）を取り入れた教育方法を実施します。
- (8) 教育の改善が恒常的に実施できるよう教育の成果を可視化し、学位授与の方針に掲げる能力の修得状況を適切に評価します。
- (9) 卒業時には、身につけた知識・技能を統合し集大成した総合力を適切に評価します。

3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

熊本学園大学は、高等学校等における学修をとおして身につけた基礎学力として「学力の3要素」を重視し、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等ならびに主体的に学ぶ態度を身につけた以下の項目に掲げる人物を求めます。そしてこのような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 熊本学園大学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる諸能力と専門性を身につけ、新たな知の創造に取り組むことに関心と意欲がある人
- (2) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物になることを目指す人
- (3) 多様な文化が共存する中で自由闊達に思考し、多様な人びとと協力しながら課題解決に取り組むことを目指す人
- (4) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人を目指す人

全学としての三つのポリシーについては学部長会において協議を重ね（資料 2-18）、2017（平成 29）年 4 月の定例教授会において承認され、公表した。各学部・研究科の三つのポリシーについても全学としての三つのポリシーと並行して検討が進められ、各学部・研究科の教授会及び研究科委員会において審議、承認の後公表している。

2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」において、教学に関する重要な指針として以下を定めている（資料 2-2【ウェブ】）。

- ・ 学長のリーダーシップのもとで卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）に基づく大学教育を展開する。
- ・ 教学に係る施策について、恒常的に改善及び改革に取り組む。
- ・ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報等を的確に把握し、教育研究等の改善及び見直しに活用する。

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が示した方針に基づき毎年行うこととしており、その過程において各部局で課題や改善が必要な事項についての確認が行われる。課題等を含む教育課程の取組みの実行については、各学部の教授会や大学院の研究科委員会及び関連する委員会等において議論され、学部長会及び大学院委員会において協議、審議が行われる。最終的には、教育研究に関する重要事項を審議し、学長の意思決定を補佐する組織である教育研究評議会において意見が聞かれ、学長が決定する。このプロセスにより改善・向上に向けた取組みが実行される体制となっている。

また、教学に係る施策の改革を進めるため、2020（令和 2）年度から学長より新たに「教育改革会議」が提唱された。その中で本学の教学における 7 つの重点課題が示され、その課題について検討することを目的として 3 つのワーキンググループを設置し、全学的に議論がなされている（資料 2-19）。ワーキンググループの活動については、学長により進捗状況の確認がなされ、課題の改善に向けた取組みが進んでいる。

そうした活動の中、内部質保証推進委員会の委員長である学長より、内部質保証活動に対する取組方針について「内部質保証推進委員会提言」が出された（資料 2-20）。これに基づき、内部質保証推進委員会において、2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書の検証を行い、必要に応じて改善指示を行った。改善指示の一つの例として、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針及び入学者受入れの方針について、各学部長に対して再検討の指示を行った（資料 2-21）。改善指示では、2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書の「課題・改善点」にある、三つのポリシーの定期的、恒常的な検証の取組みや方法について、また、卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育課程の編成・実施の方針（CP）との整合性について検証するよう指示を行い、各学部・研究科における取組みや実施方法に対しての明確化を促した。しかしながら、現段階では教育課程の編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との適切な関連性を定期的に検証するしくみの構築には至っていないため、内部質保証システムの中で適切な検証ができるよう引き続き検討しているところである。その他、教育課程及び学修成果に関しては、卒業認定・学位授与の方針に明示した学生の学修成果を適切に把握できているかを検証し、アンケート調査やアセスメントテスト等の結果を活用して、社会からの人材要請に照らした教育内容や学生支援へ結びつけるよう改善を促した。また、教育研究組織、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献に関する取組みに対しても該当部局へ必要に応じて改善指示を行い、改善報告書の提出を求めた。内部質保証推進委員会において、提出された改善報告書について確認・検証を行い、必要に応じて該当部局に再度指示を行う、このサイクルを継続的に行っていくこととしている。「内部質保証推進委員会提言」（資料 2-20）にもあるとおり、各部局の内部質保証活動の強化を実践し、エビデンスに基づく検証活動を通じて新たな気

づきや課題の発見、関連組織間の共通課題の設定などを推し進めていくことで、本学の教育の質を担保していくこととする。

6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2015（平成 27）年度の第 2 期認証評価受審の際に努力課題として挙げられた 8 つの項目については、学長の指示のもと改善に向けて対応がなされ、2019（令和元）年度に改善報告書を提出し、2020（令和 2）年 3 月に「改善報告書の検討結果〔19 大基評第 266 号 2020（令和 2）年 3 月 11 日〕」が届いた（資料 2-5）。今後の改善経過についての再度報告を求める事項はなかったものの、概評において改善が不十分な事項として 3 点（1 年間に履修登録できる単位数の上限設定、学生受け入れ、内部質保証）が挙げられ、この 3 点については更なる対応が求められることとなり、学長のリーダーシップのもと学内の関係部局において改善に向けた検討が続けられている。1 点目の 1 年間に履修登録できる単位数の上限設定については、該当の社会福祉学部の教授会において検討がなされている（資料 2-22）。2 点目の学生受け入れについても、該当学部及び研究科において検討が続いている（資料 2-23、資料 2-24）。3 点目の内部質保証についても、前述したとおり点検・評価の結果を十分に改善につなげているとはいえないとの指摘があったため、学長の指示により内部質保証推進規程の策定及び内部質保証推進委員会の設置等を行い、学内において内部質保証に対する認識を浸透するための周知にも力を入れ、現在に至っている。

また、本学の会計専門職研究科は、2018（平成 30）年度に国際会計教育協会会計大学院評価機構の分野別認証評価を受審し、適合の認定を受けている（資料 2-25【ウェブ】）。

7. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己点検・評価の客観性と妥当性を高めるために、「熊本学園大学内部質保証推進規程」第 11 条に学外者による評価を受けるものとし、学長はその外部評価の結果を尊重し、内部質保証の推進に努めるものとする、と定めている。外部評価については、別に定めることとしており、2021（令和 3）年度中に整備する予定である。

外部評価の取り掛かりとして、本学ではこれまで外部の識者（産業界及び高等学校関係者から 1 名ずつ）が参画し、三つのポリシーを踏まえた本学の教育に関する取組みについて自己点検・評価報告書を確認しながら懇談会という形で本学の教育、入学者選抜、企業との連携と卒業後の進路等について意見を聞き、教育研究活動に反映させることを行っている（資料 2-26）。今後はこの懇談会を発展させ、本学の内部質保証の有効性についても検証してもらうこととしている。これにより、本学の内部質保証システムが適切に運用され有効に機能しているかを検証するしくみの充実を図りたい。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2. 公表する情報の正確性、信頼性
3. 公表する情報の適切な更新

本学は学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規程に規定されている教育研究活動や、その他の諸活動の状況についての情報を、大学ウェブサイトに適切に公表している（基礎要件確認シート 5）。

また本学では毎年自己点検・評価を実施し、その自己点検・評価結果や認証評価結果についても大学ウェブサイトに公表しており、財務情報についても適切に公表している（資料 2-27【ウェブ】）。

学生に対して実施している授業評価アンケート（資料 2-28【ウェブ】）や学修成果アンケート及び卒業時アンケート、卒業後アンケート、就職先アンケートの結果についても公表している（資料 2-29【ウェブ】）。

その他、日ごろ行われている学生及び教員の教育研究活動等についても、本学ウェブサイトの「ニュース」として積極的に公表し、社会に対して本学の教育活動への理解が深まるよう努めている。

ウェブサイトで公表している情報については、正確性、信頼性を担保するため、広報室主導のもと毎年、掲載情報の確認及び更新を全学的に実施している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、2020（令和 2）年度より全学的な内部質保証の推進を担う内部質保証推進委員会を設置し、本学の内部質保証システムが適切に機能するように体制を整えた。年間スケジュールを立て、各部局による自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会が全学的な観点からとりまとめ、その内容を内部質保証推進委員会にて検証し、検証結果を各部局にフィードバックすることで改善・向上につなげることとしている。2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に対して、初めて内部質保証推進委員会より改善が必要な事項について改善指示を行った。指示のあった当該部局は改善に向けた取り組みを含めた改善報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出し取組みを実行する、翌年度の自己点検・評価の際にその取組みについて確認し検証する、このように各部局で改善できるものは継続して取り組む PDCA サイクルとなっている。

また学修成果に関する部分においては、学修成果と学修状況についてのアンケートや授業評価アンケートなど各種アンケートを実施はしているが、この結果を検証し、得た情報を教育研究活動の改善に繋げる IR 活動がうまく機能していないなどの課題があるため、学長

のリーダーシップのもとこの課題の解決に向けて検討を続けている。

本学における内部質保証システムは再構築した体制でスタートしたばかりであるため、今後も内部質保証推進委員会が教育研究活動における PDCA サイクルが有効に機能しているかについて点検・評価し、その結果を検証したうえで、継続的に改善、向上を図ることとしている。

また、前述のとおり、内部質保証システムの適切性、有効性を担保するために外部評価を受けることにより、本学の内部質保証システムが有効に機能しているかを点検・評価することとしている。現時点では実施に至っていないが、今後本学の内部質保証の妥当性を担保することができるよう、内部質保証推進に関する外部評価については 2021（令和 3）年度中に整備する予定である。

【2】長所・特色

本学は自己点検・評価を基盤とする内部質保証体制となっており、以前からあった自己点検・評価委員会とは別に、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として新たに内部質保証推進委員会を設置することで、それぞれの委員会の役割と権限を明確にした。また本学における内部質保証システムをわかりやすく示すために 3 つの図（熊本学園大学における内部質保証システム体系図、熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図、熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図）を作成し、学内教職員に周知している。

【3】問題点

本学の内部質保証システムは、改善の指摘を受け、より充実を図るために、学長を中心に学内組織体制、規程の整備等検討を重ね、2020（令和 2）年度より内部質保証推進委員会を中心とした新たな体制でスタートしたばかりである。そのため、システムが有効に機能しているかが検証できる段階には至っていない。2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に基づき、内部質保証推進委員会より改善が必要な事項に対し該当部局に改善指示を出し改善報告書の提出を求めたが、この改善報告書の検証及び改善へのフィードバックについてはまだ不十分である。

【4】全体のまとめ

本学は、「学則」第 1 条、「大学院学則」第 2 条、「専門職大学院学則」第 2 条に定める目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動及び管理運営等について自己点検・評価を毎年実施している。この自己点検・評価結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究等の質を継続的に向上させるしくみを構築している。内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置し、全学的な内部質保証体制を整備し、教育研究等の改善・向上に努めている。

教学マネジメントにおいても、学長より教育改革会議が提唱され、2020（令和 2）年度より 7 つの課題を検討することを目的として 3 つのワーキンググループが立ち上げられ、改善に向けて検討が進められている。教育研究に関する取組みについては、学長の意思決定を補佐する組織であり、大学の教育研究に関する重要な事項を審議する教育研究評議会にお

いて審議され、学長が最終決定することにより教学運営が行われる体制となっている。

本学は内部質保証体制を構築し、教育研究の改善・向上に向けたサイクルを確立しているが、再構築した体制がスタートしたばかりであり、内部質保証システムがより有効に機能するための検証を引き続き行い、外部評価も受けるなどしてさらなる向上を目指していく。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。